

次期「北海道科学技術振興計画」の策定について

経済部産業振興局科学技術振興室

1 計画策定の趣旨

- 平成20年に制定された「北海道科学技術振興条例(平成20年条例第4号)(以下、「条例」という。)」において、道は、本道における科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画を策定しなければならないとされており、現行の計画の期間が平成29年度までであることから、条例に基づく3期目の計画を今年度中に策定する。

2 計画に定めることとされている事項（条例第10条第2項）

- 科学技術の振興に関する基本的な目標及び施策
- 科学技術の振興に関し重点的に講ずる措置
- 施策を推進するための手法及び体制
- その他科学技術の振興に関し必要な事項

3 策定の手順

- 北海道科学技術審議会に諮問、同審議会に専門部会を設置して調査審議
- 地域意見交換会の開催、パブリックコメントの実施

4 スケジュール（案）

平成29年 5月	審議会へ諮問・専門部会の設置
7月	道内6地域で意見交換会の開催
11月～12月	パブリックコメントの実施
平成30年 2月	答申
3月	計画決定

5 その他

- 今年度は、条例の見直しの検討時期（5年毎）であるため、北海道科学技術審議会の意見を伺い、見直しの必要性について検討を行う。